

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検力セル

No. 56

平成17年3月



みやぎ食の安全安心取組宣言について

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

はじめに

—みやぎ食の安全安心県民総参加運動について—

BSE、無登録農薬、食品の産地表示偽装事件など、最近の食をめぐる様々な問題が生じたことにより、県民の安全で安心できる食に対する信頼が大きく揺らいでおり、信頼確保への対応が強く求められております。

県では、消費者、生産者・事業者、県がそれぞれの責務や役割を認識し、行動することにより、県民総参加で、みやぎの食の安全安心確保に取り組めるよう、昨年4月に「みやぎ食の安全安心推進条例」を施行しました。また、併せて、条例で定めた責務や役割を具体化するための取り組みとして、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を実施しております。

県民総参加運動は、生産者・事業者が取り組む「みやぎ食の安全安心取組宣言」、消費者が参加する「みやぎ食の安全安心消費者モニター」の2つの取り組みを柱に展開しております。

ここでは、「みやぎ食の安全安心取組宣言」について、説明いたします。

みやぎ食の安全安心取組宣言について

みやぎ食の安全安心取組宣言は、生産者・事業者の方が、日ごろから取り組んでいる「食の安全安心」について、自主基準を定め、それを公開することにより、取り組んでいることを明らかにすることで、消費者の理解や信頼を得ようとするものです。

制度の概要

生産者・事業者が、食の安全安心に必要だと思われる自主基準を定め、その基準及び遵守状況を公開する制度です。

基準を公開する生産者・事業者（以下、「取組宣言者」という。）は、県のガイドラインに従って基準（業種によって異なります）を定め、適正表示、衛生管理、自主検査など、食の安全安心に必要な取り組みを行います。また、その遵守状況についても公開に努めます。

取組宣言者は、県にマークの使用申請を行うことにより、ロゴマークを使用することができます。申請書に添付された自主基準が適正と認められれば、マークの使用が承認されます。



目的

- ア 生産者・事業者の食の安全安心に関する取り組みを消費者に伝える。
- イ 生産者・事業者が安全で安心できる食品を提供するための意識高揚を図る。
- ウ 消費者の食品選択の目安とする。

取組宣言することにより、安全で安心な食品を提供するための責務を果たすことができます。さらに、取り組みを消費者に伝え、消費者が理解することにより、生産者・事業者と消費者との信頼感が生まれます。

対象者

宮城県内で食品の生産を行う生産者・事業者及び営業施設がある事業者。

ロゴマークの使用について

ロゴマークを使用する場合は、食の安全安心に関する自主基準を定め、県に申請することによって承認されます。

使用に際しては、承認番号を付記してください。

また、申請は、県の「食の安全安心ホームページ」からもできます。

なお、ロゴマークの使用が認められれば、「食の安全安心のホームページ」に承認者の自主基準が公開されます（アクセスし、氏名、承認番号、業種、市町村別等で検索することにより、基準を閲覧することができます）。

自主基準

取組宣言する場合、日ごろから行っている食の安全安心の取り組みを定めることとなりますが、県では、あらかじめ自主基準のガイドラインを定めており、それに沿って取組宣言を行うこととなります。

ガイドラインは、業種ごとに適正表示や衛生管理、自主検査など、このくらいの取り組みを行えば、消費者が安心できるのではないかというものを定めています。

県が定めた自主基準のガイドラインについては、次のとおりです（詳しくは、県の「食の安全安心ホームページ」または宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課までお問い合わせください）。

事業者（飲食店、製造・加工業者など）向けのガイドライン（主なもの）

1 適正表示の確認

（仕入れた食品の表示（原産地等）を確認し、正しく表示することで、消費者に安心していただくためのものです）

2 衛生管理基準の作成と適切な実施

（衛生管理基準（店舗内の清掃、器具・容器などの洗浄・消毒など）を直接、消費者に示すことにより、安心していただくためのものです）

3 記録及び確認

（伝票の保存、異物混入がないか、冷蔵庫の温度管理などを記録または確認することにより、食品の品質管理に努めていることを示すためのものです）

4 問題発生時の対応マニュアル作成

（食中毒の発生時の対応やクレーム処理について、あらかじめ明文化して問題発生時に速やかに対応するためのものです）

※ その他、製造・加工業の事業者では製品の自主検査（食品が衛生的であるかどうか、細菌などを検査するもの）、弁当屋などでは検食の保存（食中毒が発生した場合、その原因を明らかにするため、提供した食事を一定期間、保存するもの）など、対象業種に応じて内容が異なります。

現在の状況

平成17年1月19日現在で、1,457店舗の事業所において取組宣言を行っております。

なお、業種別に見ると、飲食店、食品製造・加工業が大半を占めています。

さいごに

-みやぎ食の安全安心取組宣言に参加してみませんか-

あなたの食の安全安心への取り組みが消費者に伝わります。

安全な食品を提供するための生産者・事業者の日々の取り組みと消費者の理解があってこそ、「食の安

全安心」が確保されることとなります。この制度は、認証制度でもなければ、食の安全安心を担保するものではありません。しかしながら、皆様方が日ごろから取り組んでいる食の安全安心の取り組みを消費者に伝えることで、信頼を得ようとするものであり、ロゴマークは食の安全安心に取り組んでいる「証」となります。

手続きについては、県が定めたガイドラインに従って自主基準を定めて、届け出るだけです（毎年、更新は必要（2月）となります）。

県の「食の安全安心ホームページ」に記載例や手続きが掲載されておりますので、是非、ご覧ください。

また、お近くの県保健所、県地方振興事務所、宮城県食品衛生協会にパンフレットがございます。

みやぎの食の安全安心確保を県民の手で



★ お問い合わせ ★

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL: 022-211-2641
FAX: 022-211-2698
Eメール: syokua@pref.miyagi.jp
URL: http://syoku-anzen.jp/

食の安全・安心に関するJAグループの取り組みについて

宮城県農業協同組合中央会

営農農政部調査役 佐藤 明彦

はじめに

本県JAグループは、国民・消費者の皆さん「食の安全・安心に関する関心」の高まりや国による規制強化等の動きに対応するため、「安全・安心な『食』は宮城の大地から」を統一テーマに「農産物の生産履歴記帳運動」に、平成15年から取組んでいます。

BSE感染牛の問題以降、産地偽装表示や無登録農薬問題等に端を発した数々の食品に対する買い手側の不安・不信を払拭するため、生産（栽培履歴）から出荷（流通段階）までの安全管理の徹底を図り、JAグループとしてのトレーサビリティシステムのもとで、国内産農産物全体の信頼回復と本県農業の持続的発展を狙いとしたものです。

I. JAグループ宮城「生産履歴記帳運動」の概要

私たちJAグループの「生産履歴記帳運動」の目標は次の3点です。

◆運動の目標

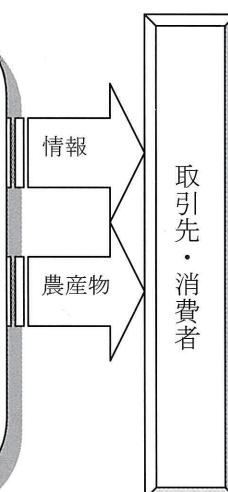
- (1) JAグループ共販100%の生産履歴記帳の実現
- (2) 環境にやさしくいのちを大切にした作物別生産基準・マニュアルの確立
- (3) 積極的な情報発信による県内産農産物の生産・販売の拡大

1. 「生産履歴記帳運動」の内容

「生産履歴記帳運動」とは、(1)適切な生産基準を設定し、(2)その基準に基づいて、(3)生産基準ごとに農産物を分別管理し、(4)農産物とセットで、履歴情報を消費者・取引先に提供することの4つが取り組みの基本となっています。

2. 生産履歴記帳運動…トレーサビリティーの仕組み

- ①安全・安心な農産物づくり運営規程の策定 (JA)
- ②生産基準の設定 (生産者+JA)
- ③生産グループの組織化 (生産者+JA)
- ④協定締結と圃場登録 (生産者↔JA)
- ⑤関連書式の配布と周知徹底 (JA→生産者)
- ⑥生産履歴の記帳 (生産者)
- ⑦記録内容の自己点検 (生産者自己点検)
- ⑧記帳の指導・確認・回収 (JA定期的確認)
- ⑨分別集出荷 (JA→取引先等)
- ⑩自主検査 (生産者・JA)
- ⑪情報（書類）管理 (JA)
- ⑫情報開示 (JA→取引先等)
- ⑬生産基準の見直し (生産者・JA)
- ⑭内部検査 (JA)



3. 「自主検査」の実施

本県JAグループでは、消費者・取引先が求める安全・安心の確保を図るため、独自に農産物の残留農薬検査および米のDNA鑑定を実施した上での農産物提供に努めています。

＜平成16年度：残留農薬検査計画＞

対象品目	検査数	検査農薬	品種・品目・単位の概要
玄 米	1,116件	47農薬	ひとめぼれ、ササニシキなど5品種を5,000俵単位に実施
麦 類	36件	4農薬	ミノリムギ、シラネコムギなど5品種を検査場所単位に実施
大 豆	17件	9農薬	ミヤギシロメ、タンレイなど5品種をJA単位に実施
青 果 物	108件	延べ50農薬	きゅうり、トマト、いちごなど10品目をJA単位に実施
計	1,277件		

※米のDNA鑑定は、ひとめぼれ、ササニシキなどの5品種を5,000俵単位に1,116検体計画。

4. 「生産履歴記帳運動」への取り組み姿勢

「生産履歴記帳運動」に取り組む私たちの姿勢は、以下の7項目の意義に則り、地域農業の振興とJA販売事業の質を高めていくというものです。

- ①適切な生産管理と記帳による農産物の安全の確保
- ②記帳内容にもとづく情報開示による安心の提供
- ③記帳による生産者の「安全・安心の証明」
- ④記帳にもとづく農業技術・経営の改善
- ⑤JAの販売主体としての体制強化
- ⑥農業の現場からの情報発信
- ⑦多様な消費者ニーズに対応した事業システム改革の第一歩



5. 「生産履歴記帳運動」に関する推進体制

運動の推進は、県内14JAに設置された推進機関「JA食料の安全・安心推進委員会（JA役員・組合員組織リーダー等で構成）」を中心に取組んでいます。また、運動の進捗管理・検証を行うため、推進機関とは別に「内部検査委員会」を設置し、生産者による記帳やJAによる分別管理・情報開示などのシステム運営の適正化について、内部検査により検証し、改善措置に結びつける取り組みも同時に実施しています。「P D C A」サイクルを基本とした継続的な活動と言えるものです。

II. 生産履歴記帳運動の経過と評価

1. 年度別経過

【準備段階】

- ①平成14年度は、本県JAグループ「食料の安全・安心確保対策」の取り組み方針（8月）を受け、全農宮城県本部を中心に「全農みやぎ安全・安心プロジェクト」を設置（同年10月）。
- ②品目毎（米・麦類・大豆・青果物）に実践の手法・具体的な取り組みを検討し、各種作業マニュアル等を整備。

【実践初年度】

- ①平成15年度4月から「生産履歴記帳運動」の実践開始。
- ②生産者は、生産グループの生産基準に基づいて生産活動の記録を生産履歴記録簿に記帳し、内容を自己点検。
- ③JAは役職員一体となって生産者への従来の生産指導とあわせ記帳の周知徹底を図り、生産履歴記録簿を回収し、記帳内容を確認し分別管理。
- ④県段階では、運動全体の円滑な推進を図るためにJA宮城中央会に専任支援業務担当者を整備し、シンボルマーク「伝ピツくん」の開発や残留農薬検査機関との契約及び情報開示システムの構築・掲載作業に取り組み、全農宮城県本部のホームページを活用し生産情報の公開を開始。

【実践2年目】

- ①平成16年度における「生産履歴記帳運動」については、実践2年目ということから15年度の取り組みで得た貴重な経験やノウハウを基礎に「記帳の徹底」および「安全・安心システムの円滑なる運営」等を柱に4つの重点課題を設定し、農家組合員の主体的な参加のもとに、本運動の確実なる前進・定着化に向け取り組む。

2. 取り組み実績・評価

この2年間の取り組みにおいて、「食の安全・安心」への国民的关心の高まりや、農薬取締法等による規制強化を背景に、「売れる農産物づくり」を合言葉に、本県JAグループが一体となって展開を図った結果、一定の実績・評価を確保する事ができたと言えます。

また、この間「JA食料の安全・安心推進委員会」を中心に記帳の指導・確認を含め分別管理・自主検査・情報開示の仕組みを構築し、積極的な推進を図った結果、生産者段階における農薬等の記録・記帳する習慣は、広く浸透してきました。

III. 今後の課題

この取り組みは、産地として姿勢の明確化及び消費者・取引先からの信頼確保の取り組みです。

この運動を、JA営農経済事業のリスクマネジメントと捉えた場合、PDCAサイクル活動を基本に継続的な見直しによる問題解決に努めることが求められています。

本県農産物の販売拡大（質的な向上）及び農家所得の確保に向け、生産管理手法及び記帳内容の検証による技術の改善等を含め、本県JAグループの各段階における機能・役割分担を明確にし、JAグループが販売（出荷）する農産物の識別化やトレーサビリティシステム運用改善と定着に向けた取り組みの継続的展開が今後の課題となっています。

